

宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 31 日

宇佐市告示第 98 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、I C T の普及促進による多様な分野における社会的課題解決、市民生活の質の向上及び市内の活性化を図ることを目的として、先駆的、革新的なモデルとなる I C T の利活用に係る実証実験を行う者の費用負担を軽減するため、予算の範囲内において宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) I C T I o T、ビッグデータ、A I、ロボット及び V R・A R 等の情報・通信に関する新しい技術の総称をいう。
- (2) 単独事業 1 つの団体が 1 つの事業を実施することをいう。
- (3) 協働事業 複数の団体が協働で同一の事業を実施することをいう。
- (4) 実証実験プロジェクト 先駆的、革新的に I C T を活用し、実用化に向けて検証を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実証実験プロジェクトに係る事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する個人事業者又は法人であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、協働事業の場合にあつては、当該事業を実施する複数の団体を代表するものに限る。

- (1) 個人事業者にあつては起業の日までに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録され、法人にあつては市内に本店所在地の法人登記が行われていること。
- (2) 市内に主たる事業所を設置していること。
- (3) 個人事業者にあつては個人事業者の、法人にあつては法人及びその代表者の納期到来分の市税の未納がない者
- (4) 宇佐市暴力団排除条例（平成 23 年宇佐市条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の目的を達成するため市長が必要と認める団体については、補助金の交付対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当するものは、補助対象者とし
ない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
に定める営業を行うもの
- (2) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行うもの
- (4) その他市長が不相当と認める事業を行うもの
（補助金の補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業
の実施に直接要する費用であって、別表第1に定めるものとする。ただし、国、県
その他の地方公共団体又は産業支援機関等の制度により当該事業に対して補助金等
が交付される場合の補助対象経費は、当該補助金等の額を控除した額とする。

2 補助金の交付要件、補助金の額及び限度額は、別表第2に定めるとおりとする。
（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、宇佐市ICT実証実験プロジェクト
事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するも
のとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象事業の着手前までに行わなければならない。
（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、補助金の
交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やか
に当該申請をしたものに通知するものとする。

（計画変更）

第7条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助金の
交付決定通知を受けた後において事業の計画変更をする場合は、直ちに補助金変更
承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、遅滞なく宇佐市事業実績報
告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助対象事業の事業実施期間中及び実施後に市長から要請があつ

た場合は、報告会等においてその状況を報告しなければならない。

3 交付決定者が実施する補助対象事業は、原則として一般に公表するものとする。

4 交付決定者は、本事業の周知活動等に協力するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたものが、この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請等を行ったことが認められる場合は、当該交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(見直し)

2 この告示の施行の日から3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費区分	内容
(1) 報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
(2) 原材料費	事業の実施に必要な加工用資材に係る経費
(3) 消耗品費	事業の実施に必要な物品であって(5)備品費に属さないもの（当該事業のみで使用されるものに限る。）の購入等に要する経費。
(4) 機械器具借上料	事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタルに要する経費。ただし、当該事業のみ使用されるものに限る
(5) 備品費	事業を行うために必要な物品（開発用設備等の購入にかかる経費は除く）の購入（取得価格が1万円（消費税込み）以上かつ耐用年数が3年以上のもの）、ただし当該事業のみ使用される機能に限る。
(6) その他付帯経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの、
(7) 外部委託費	補助対象者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。ただし、上記補助対象経費区分に該当するものに限る。

別表第2（第4条関係）

種類	交付要件	補助額及び限度額
単独事業	次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 本市域内において行う事業であること。 (2) 社会的な課題の解決、市民生活の質の向上に資する事業であって、先駆的、革新的にICTを活用し、実用化に向けて検証を行うものであること。 (3) 将来的に本市の産業振興又は生産性向上に寄与することが期待できる事業であって、実現を図ろうとする実証的なものであること。	補助金の額：補助対象経費の2分の1の額（算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額） 限度額：50万円
協働事業	(4) 第6条の規定による交付決定の日の属する年度の末日までに完了する事業であること。	補助金の額：補助対象経費の2分の1の額（算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額） 限度額：100万円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

宇佐市ICT実証実験プロジェクト事業補助金交付申請書

年度において、宇佐市ICT実証実験プロジェクト事業補助金に対し補助金の交付を願いたいので、関係書類を添えて申請します。

また、宇佐市ICT実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の審査のため、宇佐市が必要な調査をすることに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1 補助事業の目的及び内容等

(1) 目的

(2) 実施内容

2 補助事業に要する経費の内訳

種別	単価	数量	金額	備考
計				

様式第3号（第5条関係）

収支予算書

収入の部

（単位：円）

科目	金額	備考
市補助金		
自己資金		
その他（ ）		
計		

支出の部

（単位：円）

科目	金額	備考
計		

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度宇佐市 I C T実証実験プロジェクト
事業に対して金 円を交付します。

記

補助金交付の条件

- (1) 事業の内容、経費の配分又は計画変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) その他宇佐市補助金等交付規則及び宇佐市 I C T実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度宇佐市 ICT実証実験プロジェクト事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

変更前 円
変更後 円
増減額 円

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更事項及びその内容
- 3 事業の概要
- 4 添付書類

(注) 変更前と変更後が比較対照できる必要書類を必ず添付すること。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました 年度宇佐市 I C T実証実験プロジェクト事業について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の効果

- 2 事業完了年月日

- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第7号）
 - (2) 収支決算書（様式第8号）
 - (3) 事業内容がわかる写真等
 - (4) 領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

事業実績書

1 補助事業の目的及び内容等

(1) 目的

(2) 実施内容

2 補助事業に要する経費の内訳

種別	単価	数量	金額	備考
計				

様式第8号（第8条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
その他（ ）		
計		

支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
計		

様式第9号（第9条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

宇佐市長

宛て

(請求者) 住 所
名 称
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました宇佐市
ICT実証実験プロジェクト事業補助金について、宇佐市ICT実証実験プロジェクト
事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

フリガナ													
口座名義													
金融機関名						支店名							
種 別	普通・当座・その他					口座 番号							
ゆうちょ 銀行	記 号					番 号							

(添付資料)

- ・宇佐市ICT実証実験プロジェクト事業補助金交付決定通知書の写し

様式第 10 号 (第 11 条関係)

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業の財産を処分したいので、宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分理由	

様式第 11 号 (第 11 条関係)

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

財産処分承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度宇佐市 I C T 実証
実験プロジェクト事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定による財産処分承認申請に
ついては、同条第 2 項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分条件	